

議案第39号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

公用車による人身事故について、下記のとおり和解し、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月2日提出

加西市長 高橋 晴彦

記

1 和解及び損害賠償の相手方



2 事故の概要

令和6年12月11日午前10時40分頃、職員が公用車を運転中、加西市福住町の福住郵便局付近の県道山下飾東線（372号）に合流する三叉路から右折した際に、相手方のダンプトラックと衝突した。

当該事故により、相手方のダンプトラックの損傷に伴う物件損害及び相手方の運転手への人身損害賠償金が生じた。

3 和解の内容

加西市は、相手方に対して、下記4の額の損害を賠償する。

なお、本件損害賠償に関しては、今後いかなる事情が発生しても、双方とも異議及び請求の申し立てをしないことを確約する。

4 損害賠償額

3,629,797円

(内 訳)

物件損害 2, 724, 175円

人身損害賠償金 905, 622円

※加西市が加入している全国市有物件災害共済会から全額が支払われる予定

(審議資料)

公用車による人身事故について、和解し、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるもの。